河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

徳島県知事
（河川振興課）

【都市・地域再生等利用区域の指定】

徳島県では、公共用物である河川の恒常的かつ適正な利活用を促進するため、河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）の改正（平成 23 年 3 月 8 日付け国河政第 135 号通知）を踏まえ、河川敷地の利用について地域の特性や都市及び地域の再生等に係るニーズ等を十分に考慮した上で、次のとおり区域を指定する。

１　都市・地域再生等利用区域

（1）　指定範囲

一級河川吉野川水系新町川の河川区域内で、下記４の図に示す区域

（2）　当該区域の位置づけ

新町川は、徳島市の中心市街地を貫流し、昔から徳島のまちづくりに深くかかわってきた河川である。新町川と助任川に囲まれた中州は「ひょうたん島」の愛称で親しまれている。

徳島県では、徳島市と協調して、ひょうたん島周辺の既存観光資源を中心とした水上ネットワークの構築や回廊整備により、中心市街地から新町川河口までの活性化及び観光振興を図っている。

その中でも当該区域は、ひょうたん島を巡る周遊船の乗り場が整備されており、毎年４万人以上の県民・観光客が乗船するなど、まちのにぎわいを創出しているほか、親水公園やボードウォークが整備され、多くの県民が集う憩いの場となっている。

こうしたことから当該区域は、水辺空間を積極的に利用することで、地域の“川を活かしたまちづくり・にぎわいづくり”の拠点として期待される。

（3）　指定年月日

平成 24 年 12 月 25 日（火）

２　都市・地域再生等占用方針

都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設

占用施設については、準則第二十二第３項に掲げる施設のうち広場、イベント施設、遊歩道、船着き場、船舶係留施設、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店・売店・オープンカフェ・照明・音響施設・切符売場・案内所、船上食事施設、その他都市及び地域再生等のために利用する施設とする。

３　都市・地域再生等利用区域の許可方針及び占用主体

(1)　許可方針

当該区域については、上記１（2）当該区域の位置づけを踏まえた利活用を行うものとする。

(2)　占用主体

・徳島市（準則第二十二第４項第一号に掲げるもの）

・特定非営利活動法人 新町川を守る会（準則第二十二第４項第二号に掲げるもの）

４　区域の範囲

当該区域の範囲については、新町川左右岸の新町橋～両国橋間（約３４０m）とする。

・水面（１号地）を含む

・新町川左岸については、河川管理通路部分を除く。
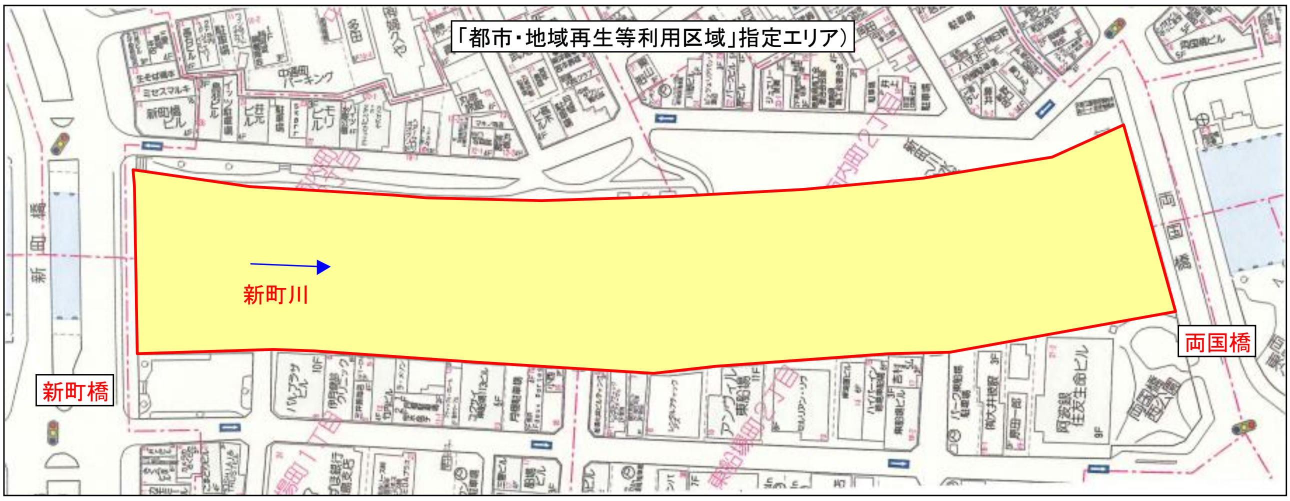
なお、当該区域において船舶係留施設もしくは船上食事施設を設置する場合は、船舶の航行等に十分配慮するものとする。